

○やいたみらいっ子誕生祝金支給条例

平成18年3月27日

条例第6号

改正 平成24年6月22日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、子の出産に際し、誕生を祝い、誕生祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、少子化対策及び児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「支給対象児」とは、父又は母等が現に1人以上の子を養育及び監護し、平成18年4月1日以降に生まれた2番目以降の子であつて、出生の届により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録された子をいう。

（平24条例25・一部改正）

(支給の要件)

第3条 支給対象児を養育及び監護する父又は母等が、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録された後、引き続き6月以上市内に住所を有するときに支給する。

（平24条例25・一部改正）

(祝金の額)

第4条 祝金の額は、支給対象児1人につき30,000円とする。

(申請及び決定等)

第5条 祝金を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。ただし、支給対象児を出産した日において、第3条各号のいずれにも該当しないときは、該当することとなった日以後申請できるものとする。

2 前項の申請は、支給対象児の出産の日又は第3条各号のいずれかに該当することとなった日から90日以内に行わなければならない。

3 市長は、申請書が提出されたときは、速やかに審査し、受給資格の有無を決定するものとする。

4 前項の規定により、受給資格があると認めるときは、祝金を支給する。

(祝金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段によって、祝金の支給を受けた者がいるときは、その者から祝金を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 祝金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。